

## 大田市高齢者等就業支援団体認定事務に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者（以下「大田市高齢者等就業支援団体」という。）についての認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 大田市高齢者等就業支援団体として認定を受けようとする者（以下「認定対象者」という。）は、認定を受けようとする事業所ごとに、大田市高齢者等就業支援団体認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

(認定要件)

第3条 認定対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 定款、寄附行為、会則、活動方針等に、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第2条第2項に規定する高齢者等（以下「高齢者等」という。）についての職業生活の充実その他福祉の増進に資する内容が含まれていること。

(2) 大田市内に主たる事業所を置き、営利、非営利を問わず法人格を有する団体であること。

(3) 大田市入札参加資格者名簿又は大田市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

(4) 適切な業務遂行能力を有すること。

(5) 高齢者等の就業の機会の確保と組織的提供に係る業務を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定対象者としな

(1) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 手形又は小切手の不渡事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者

(3) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者

(4) 申請日までに納期の到来した都道府県税、市町村税又は社会保険料等（健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金）を滞納している者。ただし、申請時までに完納した場合は、この限りではない。

(5) 大田市暴力団排除要綱（平成24年大田市訓令第3号）第3条各号に該当する者

3 認定を受けようとする事業所は、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(1) 大田市内に居住する者（以下「市内居住者」という。）の割合がその事業所に属する者（賛助会員等以外の個人に限る。以下「構成員」という。）の5分の4以上であること。

(2) 市内居住者である構成員のうち、55歳以上のものの割合がおおむね2分の1以上であること。

(認定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、地方自治法施行規則第12条の2の12第3項及び地方公営企業法施行規則第52条第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を踏まえた上で、認定する。

2 前項の規定に基づき認定したときは大田市高齢者等就業支援団体認定通知書（様式第2号）により、認定しないこととしたときは大田市高齢者等就業支援団体認定却下通知書（様式第3号）により、速やかに当該申請をした認定対象者に通知するものとする。

(認定期間)

第5条 前条第1項の規定により大田市高年齢者等就業支援団体として認定を受けた者（以下「認定団体」という。）の認定期間は、当該認定の日から認定の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(認定要件の確認)

第6条 認定団体は、その認定期間中に、市長から認定団体の要件に係る現況の確認を行うため書類の提出を求められたときは、当該確認のために必要な書類を提出しなければならない。

(変更承認)

第7条 認定団体は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに大田市高年齢者等就業支援団体変更承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 認定団体の名称、所在地又は代表者

(2) 第3条第1号に掲げる内容

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更の可否を決定し、大田市高年齢者等就業支援団体変更承認（否認）通知書（様式第5号）により当該申請をした認定団体に通知するものとする。

(状況報告)

第8条 認定団体は、毎年4月30日までに、大田市高年齢者等就業支援団体状況報告書（様式第6号）により、認定日の属する年度を除き、毎年4月1日現在の認定団体に属する者の人数等の状況を市長に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、第4条第1項の認定を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項及び第3項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 第3条第2項第1号から第3号まで及び第5号に該当したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の認定を受けたことが明らかになったとき。

(4) 認定団体に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、大田市高年齢者等就業支援団体認定取消通知書（様式第7号）により当該認定団体に通知するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年10月24日から施行する。